

国民健康保険税の減免制度について 国民健康保険課 賦課徴収係 ☎ 73-1973

国保税の納付が困難な状況で、前年に比べて世帯の所得が著しく減少した場合には所得割が減額されます。減免を受けるには申請が必要です。

表の1～3すべてに当てはまる世帯の方は、早めにご相談ください。

【減免申請期間】

平成31年2月21日(木)まで
※世帯全員(18才以上)が、所得申告を済ませている世帯に限る。

※申請の際には、被保険者証、印鑑を持参してください。

その他、申請に関する詳しい内容は、国民健康保険課 賦課徴収係までお問合せください。



【減免基準】

1	平成29年(1月～12月)の世帯合計所得が、600万円以下。
2	次のいずれかに該当する世帯 ①義務教育終了前の児童を扶養する母子(父子)世帯 ②重度心身障害者(身体障害者手帳1級, 2級又は療育手帳A1, A2に該当する者)を含む世帯。 ③65才以上の者のみの世帯 ④65才以上の者のみの所得で、他の者を扶養する世帯 ⑤失業、疾病、負傷等により、著しく収入が減少した世帯
3	平成30年(1～12月)の世帯合計所得見込額が、上記1に比べ70%以下に減少している。但し、上記1の額が450万円超600万円以下の場合には60%以下。

国民健康保険税の使われ方をみてみました 国民健康保険課 保健事業係 ☎ 72-4704

例えば、50歳で治療を始めたAさん(75歳)の医療費は・・・

自己負担3割
+ 保険者負担7割

年齢	40歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	75歳→	総医療費
病気の経過↓	肥満							
	高血圧 7万×25年							175万円
	糖尿病(インスリン注射なし) 15万×20年							300万円
	高脂血症 9万×15年							135万円
	高尿酸血症 7万×15年							105万円
	心筋梗塞(手術あり)※繰り返す方が多い							400万円
	眼 網膜症(手術あり)							100～200万円
腎 人口透析あり 500万円×5年							2,500万円 づく・・・	
下肢切断							片足 100万円	

外来にかかった25年間の医療費合計
約 **715** 万円

入院も必要になった場合の25年間の医療費合計
約 **4,000** 万円

糖尿病の進行が原因で心筋梗塞、透析、認知症や介護が必要になることも!

※金額は、症状・治療法により個人差があります。

使われた医療費・介護費はのちに保険税として加入者みんなで負担することになります。病気を予防すること、悪化させないことが未来の保険税負担を軽くすることにつながります。

自覚症状のないうちに特定健診・保健指導を受けて病気の発症・悪化を予防しましょう。また、お薬を飲んでいる方は病気の状態を確認するための定期的な検査として特定健診受診券を利用しましょう。



税務課資産税係
からのお知らせ

～償却資産の申告を忘れずに～

お問合せ：税務課資産税係 ☎ 72-3751 (内線 177、129、131、134)

償却資産の申告について

償却資産とは、会社や個人で工場や商店を経営している方や、駐車場やアパートを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物、機械(農業機械含む)、備品等(土地・家屋を除く)のことです。下記の対象となる方は、早めの申告をお願いします。

期間	平成31年1月4日(金)～ 平成31年1月31日(木)
対象	・1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人 ・1月1日現在、市内で直接事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人
内容	・昨年まで申告している方は、「1年間の償却資産の増減のみ(電算処理での申告は、全資産)」を申告 ・新たに申告する方は、「1月1日現在所持している償却資産すべて」を申告 ※申告用紙が必要な方はご連絡ください ※電子申告(エルタックス)での申告もできます

- ①申告された償却資産課税標準額の合計が、150万円に満たない場合は課税されません。
- ②税務署で必要経費として減価償却資産申告を行っている資産で、市に償却資産として申告していないものも対象となります。
- ③税務署調査で、申告漏れがある事業所及び個人へも申告書を送付しております。初めて申告書を受けられた方も申告の対象となります。また、申告漏れがあった場合、過年度にさかのぼって課税することがありますので、あらかじめご了承ください。

家屋を取り壊した方はご連絡を

平成30年中に取り壊された家屋は、平成31年度から固定資産税の課税対象になりません。家屋を取り壊した方、又は家屋が火災等の被害に遭われた方はご連絡ください。



課税免除特例の申請について

宮古島市では、宮古島市固定資産税の課税免除の特例に関する条例により、一部の固定資産税に対し免除措置があります。

■申告期間：平成31年1月4日(金)～平成31年1月31日(木)

■受付場所：税務課 資産税係 窓口

※特例措置は、各適用項目の条件を満たす方が対象となります。詳細については、宮古島市ホームページの「税金→課税免除の特例について」をご覧ください。税務課資産税係までお問い合わせ下さい。

住宅用地の申告について

住宅用地については、税負担を軽減するための課税標準の特例措置が設けられています。

住宅を新築・増築した場合や住宅の全部・一部を取り壊した場合、土地や家屋の全部又は一部を用途変更した場合は住宅用地の認定が変わりますので、平成31年1月31日までに申告書の提出が必要となります。

固定資産の現況調査について

固定資産税課税台帳整備のため、現況調査を行っています。市内にある土地の利用状況、建物の種類や構造、新築・増築や建物取壊し、償却資産などの実態を把握し、市の課税台帳と登録内容が一致しているかどうかを確認します。

調査にあたっては、敷地外からの外観が把握できない等の場合は敷地内に立ち入らせていただく場合もあります。また記録のため写真撮影をさせていただきます。

調査は、市税務課職員及び市が委託した調査会社が行います。市税務課職員は市が発行する「調査吏員証、固定資産評価員証又は補助員証等」、委託した調査会社職員は「調査員証明書」を携帯していますのでご確認ください。